

# 製品取扱説明書

【用途】 コンクリート・モルタル、天然・人工石、ブロック、レンガ、タイル目地等の劣化防止・白華防止、表層保護、防湿、防汚に用いる。

1. 一般名 無機質浸透・反応性、劣化・吸水防止防水剤
2. 規格 社内規格
3. 特徴
 

ハイドロブルーフHT-HXⅡは、コンクリート、モルタル面に塗布すると毛細管空隙等に深く浸透し、コンクリート、モルタル中の遊離アルカリと化学的反応を起こす。躯体を強化しその反応生成物(結晶)は疎水性物質に変化し、撥水性を持った新しい化合物となります。この結晶が、0.4mm幅以下のヘアークラックからの漏水も防止する。更に表層部を弾性シリコンにより凍害、塩害からも保護をする。

ハイドロブルーフHT-HXⅡはウォーターベースなので、対象物が多少湿潤していても施工ができます。コンクリートに浸透しその大部分に通気性のある撥水層を形成。吸水防止効果を発現するもので、造膜して防水効果を出すものとは特に耐久性については顕著な差があり、更に通気性も保持しています。



## HYDROPROOF® HT-HXⅡ



4. 一般性状	
項目	内容
主成分	反応性無機触媒+変成シリコン+アルカリ金属塩カリウムシリコネート+珪酸化合物
容姿	1液性
荷姿	20kg入り・2kg入り
色相	乳濁液
光沢	なし
密度	1.01~1.12g/ml (20℃)
粘度	5mPa・s 以下
伸び率	250~260% (20℃)
溶媒	水
P H	11.0~12.0 (強アルカリ性)
表面張力	25~35dyn/cm (20℃)

### 6. 施工上の注意

1. 必ず良く振ってから使用する。
2. ハイドロブルーフが付着した部分はすぐに濡れたウエス等で拭き取って下さい。
3. 熱源や直射日光で施工面が50℃以上の場合は、たっぷり水をかけて冷やすか日陰部分から塗布して下さい。
4. 冬、施工時が常温であっても夜間に0℃若しくはマイナスになる場合は強制乾燥を行って下さい。
5. 塗布面のオイル・グリース・離型剤等を取り除く事ができない場合はその周辺より浸透させてください。
6. 塗布方法は特に選びません。躯体に充分含浸させることが重要です。
7. 開封後は速やかに使い切ってください。開封後の残剤は容器中の空気と化学反応を起こすので使い切ってください。短期的保存の場合は水分・ゴミ等が混入しない様にし、小さい容器に移し替え内部の空気を少なくしフタを密封、子供の手の届かない所に保管して下さい。また特に使用残分を元の容器に戻さないで下さい。
8. 塗布後の余剰分や残留分は、必ずよく洗った布で拭き取ってください。拭き取りが甘かったり材質によっては白い斑点が出る場合があります。
9. 塗布3日以降に散水し、施工面が吸水する場合は塗布量不足ですから、再度塗布して下さい。
10. 万一、目に入った場合は大量の水で洗い、医師に相談するようお願い致します。
11. 0℃以下での保存及び施工は行わないで下さい。
12. 凍結した材料の使用は行わないで下さい。

5. 塗装基準	
項目	内容
洗浄	新設、補修工事とも塗布面の洗浄を行う。
養生	施工面以外、飛散の恐れのある所は、基本的に養生をする。特にガラス、アルミ、埴載等に付着しない様、出来る範囲で行う。
塗布	一般的な塗布量は0.12~0.25kg/m <sup>2</sup> だが防水目的の場合はこの限りではない。ローラー、ハケ、噴霧器で平均0.20kg/m <sup>2</sup> は塗布。施工面にグリースや油、塗料の一部などが固着していても機能上問題がなければ塗布可能。
乾燥	乾燥養生が長い程、強度が増す。

7. 関連法則	
危険物表示	該当無し
溶剤区分	無機溶剤
有害物質表示	該当無し
劇物表示	非該当

### 8. 使用上の注意[警告]

特別危険性はなく施工上の注意を厳守。

### 9. F☆☆☆☆について

「フォースター」の表示は、塗料や内装材、建材で、「ホルムアルデヒドの放散量の性能区分を示す為に新たに表示する義務が定められたものです。F☆☆☆☆(Fフォースター)は、JIS工場で生産されるJIS製品に表示することが義務づけられているホルムアルデヒド等級を示すマークです。ハイドロブルーフは塗料では無く、水性無機化合物の劣化保護及び防水剤です。有害化学物質に指定されたシロアリ駆除剤のクロルピリホス及び、シックハウス症候群に関するホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの1+5種類を有害規制薬物に指定。従って有機化合物であるホルムアルデヒドは含まれていないため F☆☆☆☆に該当しません。

### 10. VOCについて

VOCとは、Volatile Organic Compounds の略で揮発性有機化合物のことをいいます。WHOでは大気中に気体で存在する有機化合物のうち、沸点が50℃~260℃の物質の総称と定義されています。上記有機溶剤に関しては非該当です。